

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市介護保険ボランティアポイント制度
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が、ボランティア活動を通じて地域貢献・社会参加することを支援し、高齢者自身の生きがい作り及び介護予防を推進することにより、生き生きとした地域社会をつくることを目的に、ボランティアポイントを付与し補助金を交付する。
補助事業者	介護保険ボランティアポイント制度登録者
補助対象経費	本事業受入施設でボランティア活動をすると、施設から1時間当たりスタンプ1個ボランティア手帳に押印される。
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	スタンプ1個当たり100ポイント(100円)に換算し300ポイント以上5,000ポイントを上限として換金等を行う。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献するとともに、介護予防を促進するために実施するものであり、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 介護保険冊子への掲載
事業担当 （担当部署） （電話番号）	高齢福祉課
	0259-63-3790